

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請
（海運・造船分野）のポイント（2021. 11. 15 現在）

水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく入国等に関する申請（以下「本申請」という。）の海運・造船分野についての注意事項となります。

1. 申請方法について

- 申請はメールのみで受け付けます。郵送・FAX等を利用しての申請はできませんので、ご注意ください。
（様式がExcelのものは、PDFにせずExcelで送付して下さい。）
- 1通のメールで、全ての添付書類が整っているもののみ審査いたします。
- メールのタイトルは、指定されたとおりに付けてください。指定以外のタイトルできたものについては、審査出来ない場合があります。
- 様式1～5の変更は認められておりませんので、変更が加えられた様式で申請されたものについては、審査出来ない場合があります。
- 審査済証の発行には、申請から申請状況に応じ最大で3週間程度かかりますので、十分に時間的余裕を持った申請をお願い致します。
- 特に外国人の新規入国の場合等には、審査済証の受領後、当局による査証の発給に別途2～3週間かかるとのことです。そのことも加味した適切な時期に申請いただきますよう、お願い致します。
- 上記の2項目を勘案し、申請書の査証申請希望日、活動計画書の日程は合理的な日程の記載をお願いします。

2. 審査済証発行済後に、滞在先や入国日等についての変更があった場合

- 入国日の約1週間前までに、入国者情報を当省から水際関連省庁に共有致します。この共有ができなかった場合、入国手続に支障が生じる場合があります。
申請後入国までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡下さい。

3. 申請メール等のタイトルの付け方

- ・【 】内に記載する提出の区分は、「申請」「再提出」「審査後変更」「結果報告」「陽性者報告」「違反事例報告」の6つから選択してください。
- ・申請の場合は、提出の区分+「外国人※₁（新規入国又は再入国）又は日本人」+外国人の新規入国かつ、特定行動による行動緩和を希望する場合は（緩和）、

特定行動は行わないが待機期間の短縮（14→10 日）を希望する場合は（短縮）＋「：受入責任者名」

- ・再提出の場合は、「申請日：西暦表示で 8 桁」＋「申請時の件名」
- ・審査後変更及び各種報告は、【 】内に提出の区分＋審査済番号

※1 技能実習の場合は1、特定活動の場合は2、特定技能の場合は3を記載してください。

例：【申請】外国人（緩和新規入国）（）：▲▲株式会社

【申請】外国人（新規入国）：▲▲株式会社

【申請】外国人1（新規入国）：▲▲株式会社

【申請】外国人（再入国）（緩和）：▲▲株式会社

【申請】日本人（緩和）：▲▲株式会社

【再提出】申請日 20211115 外国人（新規入国）（緩和）：▲▲株式会社

【審査後変更】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【結果報告】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【陽性者情報】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

【違反事例報告】審査済番号 211115-mlit001：▲▲株式会社

4. 添付書類について

- 「実施要領」及び「(留学・技能実習) 別途定める条件」(以下「技能実習等条件」という。)をご参照ください。(下記 URL 参照)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

ただし、「外国人造船特定活動（特定活動34号）、「特定技能」（造船・舶用工業分野）の方は、上記記載の添付書類に加え、「適正監理計画認定証」又は「造船・舶用工業事業者の確認通知書」の写しを添付してください。

- 様式1, 3, 4, 5はExcelで申請してください。これらの様式についてはPDFでの受付はできませんので、ご注意ください。Excel版は下記URLから入手可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

- 様式2及び様式1～5以外の添付書類につきましては、PDFかJPEGで、その書類が何であるかがタイトルから判別できるようにしてください。(例：●●●のパスポート、適正監理計画認定証、■■■の在留資格認定証明書、など)

これらの書類については、記載内容が確認出来るよう鮮明なもので提出してください。

○申請内容に不備がある場合は、再提出があるまでは審査に着手できませんので、ご注意ください。

5. 代理申請について

○本人（受入責任者）以外の方が申請される場合には、その代理権限を証する書面を添付してください。なお、行政書士法及び弁護士法により、行政書士（法人）または弁護士（法人）でない者が報酬を得て、申請書等の行政書類を作成することは禁じられています。

ただし、技能実習の監理団体と造船就労者受入事業の特定監理団体につきましては、本申請に関する全部委託を受けている場合は、特に代理権限を証する書面を添付することなく、受入責任者に代わって申請することが可能です。

6. 受入責任者と受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者について

○受入責任者は、入国者を直接雇用している又は招聘した企業・個人事業主となります（船舶代理店ではありません）。

○受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者は、受入責任者が直接雇用している者（役員を含む）を記載してください。

ただし、技能実習生については監理団体、造船特定就労については特定監理団体の職員が、新型コロナウイルス感染症対策責任者となることができます。

7. 受入責任者の連絡先について

○受入責任者の連絡先は、常時連絡のつく番号を記載してください。固定電話の他に新型コロナウイルス感染症対策責任者の携帯電話番号の併記をお願いいたします。

8. その他の注意事項

① 特定行動がない場合における活動計画書の書き方

特定行動を予定していない場合も、活動計画書（様式3）に、待機施設等の名称・住所・電話番号を記載する必要があります。

② 保健所との調整

申請書（様式1）の「2. 自宅等待機期間中の待機・特定行動等に関する事項」の「入国者が陽性、濃厚接触者等になった際の対応について事前に保健所や医療機関との調整を実施（実施済みの場合にチェック）」は、必須のチェック項目ですので、必ず調整を行った上で、チェックをつけてください。

（当該内容は誓約書にも書かれていることですので、この部分にチェックが無いと、審査を進めることができません。）

具体的には、待機施設等の管轄保健所や医療機関との間で、予定している「新たな措置」の内容についての事前の情報共有、陽性者等が発生した場合の対応等についての相談をお願いします。

③ ワクチン接種証明書の確認について

ワクチン接種証明書が有効であるかの確認は受入責任者において行っていただくものであり、業所管省庁では、受入責任者が確認したワクチン接種証明書が添付されていることを確認します。

最終的には、入国時に検疫において、ワクチン接種証明書の有効性を確認することになり、万が一、検疫において有効と認められなかった場合は、特定行動や待機期間の短縮は認められないこととなりますので、予めご了承ください。

9. 海運・造船事業者の申請先について

海事局安全政策課危機管理室：hqt-kaiji-kiki@gxb.mlit.go.jp